

2 保険者機能強化推進交付金について

（1）平成30年度における保険者機能強化推進交付金の実施状況

保険者機能強化推進交付金（以下「交付金」という。）は、平成29年6月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において制度が創設されたものであり、平成30年度から実施しているところである。

各都道府県におかれては、管内の市町村に係る評価指標による自己点検結果等の取りまとめ等の交付金事務の実施について特段のご配慮を賜り、改めてお礼を申し上げます。

平成30年度は施行初年度であったこともあり、交付金の内示・交付時期が遅くなったことについては、お詫び申し上げます。

内示・交付時期が遅くなったこともあり、年度内に交付金を活用した地域支援事業等の充実が難しい市町村もあると考えている。積み立てた介護給付費準備基金を次年度以降地域支援事業等に活用する方法について、昨年末「保険者機能強化推進交付金に関するQ&A」でお伝えしたが、交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に必要な取組を進めていただけるようお願いしたい。

平成30年度の管内市町村の評価結果について、第7期介護保険事業（支援）計画に記載した各事業の取組と目標の実施状況等と一体的に連動しながら十分に評価・検証して、必要に応じて取組の改善や見直しなどの検討をお願いしたい。

また、市町村分の評価結果は、都道府県分と比べ得点の差が大きかったことから、管内市町村で特に得点が低い市町村に対しては、各都道府県が重点的に支援をしていただけるようお願いしたい（参考資料1、2）。

（2）平成31年度における保険者機能強化推進交付金の実施

平成31年度の交付金の内示は7月に前倒す予定であり、これに伴い自己評価については、国に対する提出締切を4月末に設定させていただいており、タイトなスケジュールでの作業となるが、ご理解・ご協力をお願いしたい（参考資料3）。

また、評価指標については、平成30年度に実施した評価指標を基に見直

しを行った上で設定したところである。都道府県の評価指標においては、管内市町村の得点が著しく低い市町村がある場合、減点とする指標を新たに導入した。この指標は、このような市町村に対し、都道府県から特に重点的に支援していただきたいという趣旨であることをご理解いただきたい（参考資料4）。

（3）平成31年度保険者機能強化推進交付金の予算案

平成31年度においては、引き続き、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組や都道府県による市町村支援の取組を着実に実施・推進できるよう、平成30年度と同額の200億円を予算案に計上しているところである。

各都道府県及び市町村におかれては、当該交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めていただくとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化をお願いしたい。

また、都道府県及び市町村が平成30年度及び平成31年度に実施した評価指標による自己評価結果等について、分析、検証及び活用方策等に関する検討を行うための調査研究事業を行うことを予定している。

調査研究の過程で自治体に対して自己評価結果等に関するヒアリングを実施する予定であり、各都道府県及び市町村においては、調査研究事業の実施についての特段のご協力をお願いしたい。